

大和市監査委員告示第21号

令和元年9月27日付け大和市監査委員告示第20号をもって公表した文化スポーツ部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月24日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

監査の結果	措置の内容
<p>(図書・学び交流課) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。</p>	<p>(図書・学び交流課) 今後は、貸付・目的外使用許可の一覧表を作成し、貸付・許可期間及び使用料等の賦課期間について複数の目で確認し、手続き漏れがないよう適正な事務処理を行ってまいります。</p>